

社援発 0329 第 53 号  
令和 6 年 3 月 29 日

都 道 府 県 知 事  
各 市 長 殿  
特 別 区 長  
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添の新旧対照表のとおり改める。

改正後	改正前
<p>第1・2(略) 第3 1~4(略) 5 調剤の給付 (1) 調剤券の発行等 医療扶助を申請した者が、診療の給付と同時に指定薬局による調剤の給付につき申出があった場合には、電子資格確認により、給付を行なうものとする。</p> <p>なお、急迫した事由その他やむを得ない事由によって、被保護者が指定医療機関から、電子資格確認により医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることができない場合は、医療券と同時に調剤券を発行するものとする。調剤券の発行又は調剤券情報の登録については、指定薬局に対する委託、調剤券の作成、交付等は医療券又は医療券情報の登録等の場合に準ずるものとするが、患者に処方せんを発行すべき場合には、保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第23条に規定する様式に必要な事項を記載して交付する(電子処方箋の場合は、電子処方箋管理サービスに処方内容を登録する)よう指定医療機関に対して周知徹底を図ること。</p> <p>なお、当該用紙への記載に当たっては、当該用紙中「保険医療機関」とあるのは「指定医療機関」と、「保険医」とあるのは「指定医」と読み替えるものとする。</p> <p>患者は指定薬局により調剤の給付を受けようとするときは、指定医療機関から交付された処方せんを福祉事務所長の発行した調剤券に添付して調剤券に記載された指定薬局に提出する(電子資格確認の場合は、指定医療機関から交付された処方せんのみを指定薬局に提出する)ものとする。(電子処方箋の場合を除く。)</p> <p>指定薬局が調剤報酬の請求をする場合は、医療機関の場合に準ずること。</p> <p>なお、指定薬局においては次の事項を記入した調剤録を保存すること。(ただし、この調剤録は、調剤済みとなった処方せんに調剤録と同様の事項を記入したのものをもってかえることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項</li> <li>二 調剤券を発行した福祉事務所名</li> <li>三 当該薬局で調剤した薬剤について処方せんに記載してある用量、既</li> </ul>	<p>第1・2(略) 第3 1~4(略) 5 調剤の給付 (1) 調剤券の発行等 医療扶助を申請した者が、診療の給付と同時に指定薬局による調剤の給付につき申出があった場合には、電子資格確認により、給付を行なうものとする。</p> <p>なお、急迫した事由その他やむを得ない事由によって、被保護者が指定医療機関から、電子資格確認により医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることができない場合は、医療券と同時に調剤券を発行するものとする。調剤券の発行又は調剤券情報の登録については、指定薬局に対する委託、調剤券の作成、交付等は医療券又は医療券情報の登録等の場合に準ずるものとするが、患者に処方せんを発行すべき場合には、保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第23条に規定する様式に必要な事項を記載して交付するよう指定医療機関に対して周知徹底を図ること。</p> <p>なお、当該用紙への記載に当たっては、当該用紙中「保険医療機関」とあるのは「指定医療機関」と、「保険医」とあるのは「指定医」と読み替えるものとする。</p> <p>患者は指定薬局により調剤の給付を受けようとするときは、指定医療機関から交付された処方せんを福祉事務所長の発行した調剤券に添付して調剤券に記載された指定薬局に提出する(電子資格確認の場合は、指定医療機関から交付された処方せんのみを指定薬局に提出する)ものとする。</p> <p>指定薬局が調剤報酬の請求をする場合は、医療機関の場合に準ずること。</p> <p>なお、指定薬局においては次の事項を記入した調剤録を保存すること。(ただし、この調剤録は、調剤済みとなった処方せんに調剤録と同様の事項を記入したのものをもってかえることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項</li> <li>二 調剤券を発行した福祉事務所名</li> <li>三 当該薬局で調剤した薬剤について処方せんに記載してある用量、既調剤量および使用期間</li> </ul>

<p>調剂量および使用期間</p> <p>四 当該薬局で調剤した薬剤についての薬剤価格、調剤手数料、請求金額、社保負担額、他法負担額および本人支払額</p> <p>(2)(略)</p> <p>6～13(略)</p> <p>第4(略)</p> <p>第5 診療報酬の審査および支払</p> <p>1・2(略)</p> <p>3 審査および決定に関する注意事項</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4)生活保護法関係の診療報酬明細書の審査の際、社会保険診療報酬支払基金法第18条の規定に基づく診療担当者の出頭による審査を積極的に活用するよう、審査委員会に対し十分連絡要請すること。</p> <p>(5)(略)</p> <p>4(略)</p> <p>第6 指導および検査</p> <p>1 指定医療機関に対する指導</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) 指導対象の選定</p> <p>指導は全ての指定医療機関を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準を参考にして対象となる医療機関を一定の計画に基づいて選定すること。</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 個別指導</p> <p>(ア) 厚生労働大臣又は都道府県知事が単独で行う指導</p> <p>次に掲げる事項について、個別に内容審査をした上で、指定医療機関を選定すること。</p> <p>a～c(略)</p> <p>d 社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴(例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。)の1件あたりの平均請求点数が高い、被保護者の県外受診の割合が高い、他の指定医療機関と比較して、頻回受診者や重複・多剤投与者の割合が</p>	<p>四 当該薬局で調剤した薬剤についての薬剤価格、調剤手数料、請求金額、社保負担額、他法負担額および本人支払額</p> <p>(2)(略)</p> <p>6～13(略)</p> <p>第4(略)</p> <p>第5 診療報酬の審査および支払</p> <p>1・2(略)</p> <p>3 審査および決定に関する注意事項</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4)生活保護法関係の診療報酬明細書の審査の際、社会保険診療報酬支払基金法第14条の3の規定に基づく診療担当者の出頭による審査を積極的に活用するよう、審査委員会に対し十分連絡要請すること。</p> <p>(5)(略)</p> <p>4(略)</p> <p>第6 指導および検査</p> <p>1 指定医療機関に対する指導</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) 指導対象の選定</p> <p>指導は全ての指定医療機関を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準を参考にして対象となる医療機関を一定の計画に基づいて選定すること。</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 個別指導</p> <p>(ア) 厚生労働大臣又は都道府県知事が単独で行う指導</p> <p>次に掲げる事項について、個別に内容審査をした上で、指定医療機関を選定すること。</p> <p>a～c(略)</p> <p>d 社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴(例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。)の1件あたりの平均請求点数が高い、被保護者の県外受診の割合が高い等)を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認め</p>
--	--

高い等)を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認められる指定医療機関

e(略)

(イ)(略)

(ウ) 選定上の留意点

指導対象となる指定医療機関の選定にあたっては、指導にあたる職員(以下「指導担当者」という。)のみでなく複数の構成員からなる合議体において決定することや、医療関係者(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)からの意見を聴取するなど、組織的に公正な選定を行うものとすること。

(4)(略)

(5) 指摘事項の周知

個別指導の結果、改善を求めた指摘事項から留意すべき点を整理し、その改善に向けた取組内容について、管内の指定医療機関に対して、周知を行うこと。

2~4(略)

第7・第8(略)

様式第1号~様式第24号(略)

られる指定医療機関

e(略)

(イ)(略)

(ウ) 選定上の留意点

指導対象となる指定医療機関の選定にあたっては、指導にあたる職員(以下「指導担当者」という。)のみでなく複数の構成員からなる合議体において決定するなど、組織的に公正な選定を行うものとすること。

(4)(略)

(新設)

2~4(略)

第7・第8(略)

様式第1号~様式第24号(略)

様式第 2 5 号

様式第25号

治療材料券・治療材料費請求明細書						
地区担当員印			取扱担当者印			
生活保護法治療材料券	交付番号	この券の有効期限 年 月 日まで		1 単 給 2 併 給		
	受給者氏名 ( 歳 ) 男 女		居住地			
	取扱業者		所在地			
	種 類	金 額				
	給付方法 購入・貸与( 月 ~ 月 )・修理(修理方法 : )					
治療材料費請求明細書	種 類	数 量	単 価	金 額	摘 要	
			円	円		
	計					
	社保負担(健・共)		有・無 割		円	
	他 法 負 担		有・無 割		円	
本 人 支 払 額				円		
差 引 請 求 ( 支 払 ) 金 額				円		

福祉事務所長印

請求者氏名  
及び住所

注 1 本人支払額は物品納入と同時に徴収してください。  
 2 治療材料費は福祉事務所へ請求してください。  
 3 治療材料費請求明細書のうち取扱業者が記載する所要経費の金額は店頭販売価格を記載してください。

様式第 2 6 号の 1 ~ 様式第 3 7 号 ( 略 )

別紙第 1 号 ~ 別紙第 4 号の 4 ( 略 )

様式第 2 5 号

様式第25号

治療材料券・治療材料費請求明細書						
地区担当員印			取扱担当者印			
生活保護法治療材料券	交付番号	この券の有効期限 年 月 日まで		1 単 給 2 併 給		
	受給者氏名 ( 歳 ) 男 女		居住地			
	取扱業者		所在地			
	種 類	金 額				
	給付方法 購入・貸与( 月 ~ 月 )・修理(修理方法 : )					
治療材料費請求明細書	種 類	数 量	単 価	金 額	摘 要	
			円	円		
	計					
	社保負担(健・共)		有・無 割		円	
	他 法 負 担		有・無 割		円	
本 人 支 払 額				円		
差 引 請 求 ( 支 払 ) 金 額				円		

福祉事務所長印

請求者氏名  
及び住所

注 1 本人支払額は物品納入と同時に徴収してください。  
 2 治療材料費は福祉事務所へ請求してください。

様式第 2 6 号の 1 ~ 様式第 3 7 号 ( 略 )

別紙第 1 号 ~ 別紙第 4 号の 4 ( 略 )